

ご利用の手引き

WEB版 新・相続対策マスター Ver.3.3

| | |
|-------------------------|------|
| ■ こんなことができます ~全体像とポイント~ | P 1 |
| ■ 目次 | P 3 |
| ■ はじめに | P 4 |
| ■ 概要 | P 5 |
| ■ ログイン方法 | P 6 |
| ■ 基本操作 | P 7 |
| ■ シミュレーション(入力)手順 | P 10 |
| <hr/> | |
| ステップ1 基本情報の入力 | P 11 |
| <hr/> | |
| ステップ2 被相続人の家族構成図と相続人の選択 | P 16 |
| <hr/> | |
| ステップ3 相続財産の一覧 | P 17 |
| <hr/> | |
| ステップ4 相続財産の分割情報 | P 22 |
| <hr/> | |
| ステップ5 各人の相続税額および納税資金不足額 | P 23 |

こんなことができます

～全体像とポイント～

① 家族情報の収集

聞きにくい項目も質問で聞き出せる

Q. 子どもの生死と孫の人数
先別・廃除・欠格の子はチェックをはずしてください。

子1の生存 孫 (子1の子) の人数 1人
子2の生存 孫 (子2の子) の人数 2人

Q. 先妻(夫)など先の配偶者との間に子どもはいますか?
①いる(既別・廃除・欠格を含む) ②いない
「いる」場合のその人数 2人

Q. 現在の配偶者との間に子どもはいますか?
①いる(既別・廃除・欠格を含む) ②いない
「いる」場合のその人数 2人

Q. 配偶者以外で子どもはいますか?
①いる(既別・廃除・欠格を含む) ②いない
「いる」場合のその人数 1人

戻る戻る 戻る戻る

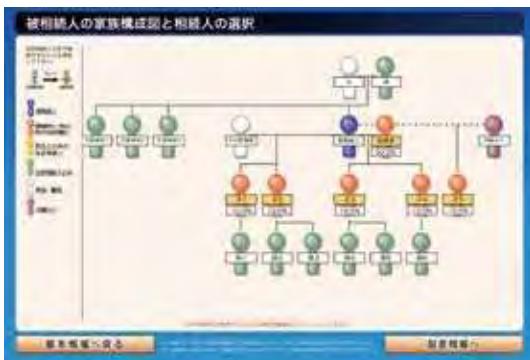
④ 財産分割

「誰に」「何を」「いくら」渡したいのかを自由に設定できる

| 相続財産の分割情報 | | | | | | |
|--------------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 相続分割別 | 評価額(万) | ●既得分 | ●争立 | ●既得 | ●争立 | ●既得 |
| 既存財産(主財・既得) | 1,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 既存財産(主財・争立) | 2,400 | 0 | 2,400 | 0 | 0 | 0 |
| その他財産(主財・既得) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 既存財(法定特権財) | 16,000 | 0 | 16,000 | 0 | 0 | 0 |
| 上等財(法定特権財) | 2,000 | 0 | 2,000 | 0 | 0 | 0 |
| 預貯金 | 6,000 | 0 | 0 | 0 | 2,000 | 2,000 |
| 死亡保険 | 5,000 | 5,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生命保険 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 既存法人への資本出資 | 2,600 | 0 | 2,600 | 0 | 0 | 0 |
| その他財産 | 1,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ▲法人会員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 36,100 | 7,000 | 21,100 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |

② 家族構成図

四世代にわたる家族構成図の表示、法定相続人と法定相続分の確認ができる



家族関係・相続分の問題点が見つかる

③ 簡易財産入力

時価と評価額が入力できる

| 相続財産の一覧 | | |
|--------------|------------|-----------|
| 相続財産種別 | 相続財産評価額(万) | 相続財産時価(万) |
| 既存財産(主財・既得) | 5,000 万円 | 1,000 万円 |
| 既存財産(主財・争立) | 12,000 万円 | 2,400 万円 |
| その他財産(主財・既得) | 0 万円 | 0 万円 |
| 既存財(法定特権財) | 16,000 万円 | 0 万円 |
| 上等財(法定特権財) | 2,000 万円 | 0 万円 |
| 預貯金 | 6,000 万円 | 0 万円 |
| 死亡保険 | 8,000 万円 | 5,000 万円 |
| 生命保険 | 0 万円 | 0 万円 |
| 既存法人への資本出資 | 2,600 万円 | 0 万円 |
| その他財産 | 1,000 万円 | 0 万円 |
| ▲法人会員 | 0 万円 | 0 万円 |
| 合計 | 52,100 万円 | 20,000 万円 |



時価入力ができるので、評価額との違いが分かる

⑤ 結果画面 相続税額と手取り額、納税不足額など算出できる

| 各人の相続税額および納税資金不足額 | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 合計額：万円 | ★配偶者 | ★子1 | ★子2 | ★子3 | ★子4 |
| 各人の相続財産額 | 52,600 | 14,000 | 30,600 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 各人の課税価格 | 36,000 | 7,000 | 21,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 各人の相続税額 | 6,135 | 1,192 | 3,578 | 340 | 340 | 340 |
| 実際の納付税額 | 4,942 | 0 | 3,578 | 340 | 340 | 340 |
| 手取り額 | 47,657 | 14,000 | 27,021 | 1,659 | 1,659 | 1,659 |
| 換金性資産額 | 16,000 | 8,000 | 0 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 納税資金不足額 | 3,578 | 0 | 3,578 | 0 | 0 | 0 |
| 不足額を補う 追加保証金額 | 3,757 | 0 | 3,757 | 0 | 0 | 0 |
| 財産の相続手続の ため必要な金額 | 5,672 | 0 | 4,104 | 391 | 391 | 391 |

※単位金額（千円・万円）未満は切り捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

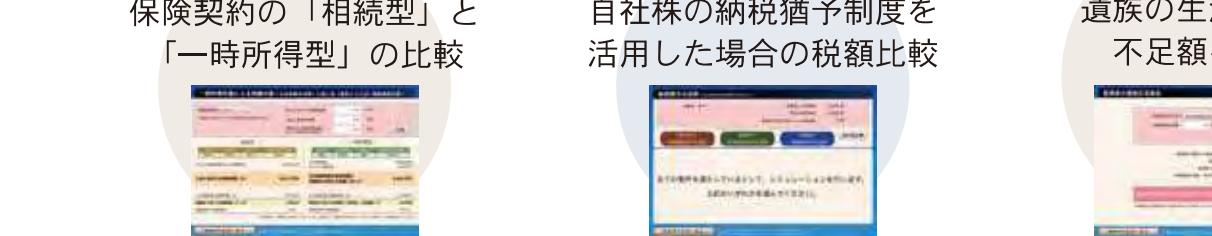
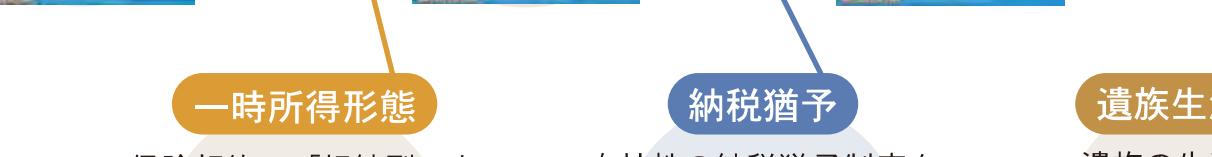
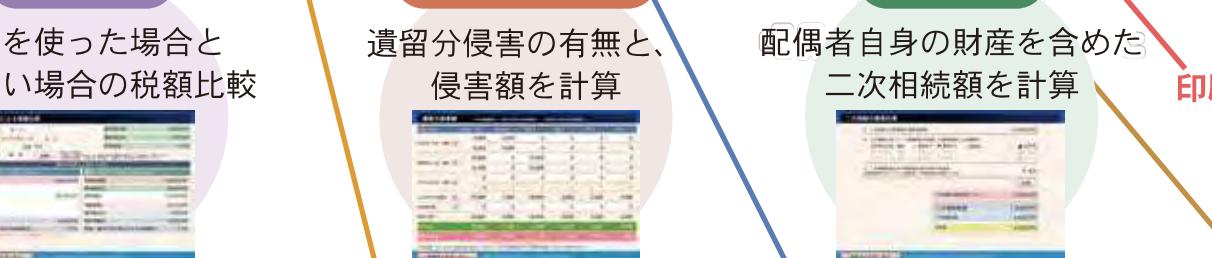
※この相続人が進歩されない場合は画面をスクロールしてください。

生命保険の活用

表示・非表示

連帯保証債務の解説

印刷用PDFの作成



相続における問題点が明確になり、
解決策を導くことができるシミュレーションです！！

目次

| | |
|-------------------------|------|
| ■ こんなことができます ~全体像とポイント~ | P 1 |
| ■ 目次 | P 3 |
| ■ はじめに | P 4 |
| ■ 概要 | P 5 |
| ■ ログイン方法 | P 6 |
| ■ 基本操作 | P 7 |
| ■ シミュレーション(入力)手順 | P 10 |
| <hr/> | |
| ステップ1 基本情報の入力 | P 11 |
| <hr/> | |
| 配偶者の質問と、その選択状況による子どもの質問 | P 11 |
| 子どもの生死と孫の質問 | P 13 |
| 養子の質問 | P 13 |
| 孫養子の質問 | P 13 |
| 両親の質問 | P 14 |
| 兄弟姉妹の質問 | P 14 |
| 家族以外の質問 | P 14 |
| <hr/> | |
| ステップ2 被相続人の家族構成図と相続人の選択 | P 16 |
| <hr/> | |
| ステップ3 相続財産の一覧 | P 17 |
| <hr/> | |
| 自社株の入力 | P 18 |
| 死亡退職金の入力 | P 20 |
| 生命保険金の入力 | P 20 |
| <hr/> | |
| ステップ4 相続財産の分割情報 | P 22 |
| <hr/> | |
| ステップ5 各人の相続税額および納税資金不足額 | P 23 |
| <hr/> | |
| ①生前贈与による税額比較 | P 24 |
| ②一時所得形態による税額比較 | P 25 |
| ③遺留分侵害額 | P 27 |
| ④納税猶予の活用 | P 28 |
| ⑤二次相続の簡易計算 | P 33 |
| ⑥配偶者の遺族生活資金 | P 34 |
| ⑦印刷用PDF | P 35 |

はじめに

WEB版 新・相続対策マスター(以下「本シミュレーション」)をご利用いただくにあたり、下記について、あらかじめ承諾された上で本シミュレーションをご利用ください。

- 本シミュレーションの計算結果はあくまでも概算です。従って、実際の税額等を保証するものではありません。詳しくは税理士等の専門家にご相談ください。
- 本シミュレーションに起因して利用者およびその他第三者に損害が発生しても、株式会社シャフトおよび本シミュレーションの監修者は一切の責任を負いません。
- 本シミュレーションのバージョンアップにより、記載している画面が変更になる場合がございます。

また、本シミュレーションはFP塾プレミアム会員(以下「FP塾会員」)のみの特典となります。必ずFP塾サイトにログインしてからアクセスしてください(「ログイン方法」ページ参照)。

● 動作環境

本シミュレーションでは、下記環境でのご利用を推奨しております。
記載されていない端末の動作は保証しておりませんのでご了承ください。

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 動作環境 | iPad |
| 画面解像度 | 解像度1024×768ピクセル以上 (アスペクト比 4：3を推奨) |

※パソコンで使用される場合は、最新ブラウザをご利用ください。

※タブレットで使用される場合は、「標準ブラウザ」を推奨しています。

● ポイント

- 家族構成図によって、相続人と被相続人との間の問題点を顕在化します。
- 相続人一人ひとりの相続税額の概算を計算します。
- そのための換金性資産は足りるのか？納税資金の不足分はいくらかを計算します。
- 相続人ごとの財産を全額守るために、それぞれいくらの生命保険金が必要なのか？を試算できます。（相続財産完全防衛額を相続人ごとに算出できるのは業界初！）
- 納税対策に生命保険を活用する場合、相続型と一時所得型でどちらが有利か確認できます。
- 遺産分割において、相続人個々の遺留分侵害額を計算します。
- 自社株の納税猶予制度を活用した場合、納税猶予額と猶予後の相続税額を試算します。
- 「持分あり社団医療法人」において、「持分なし医療法人」に移行するか否かにより、出資評価額を相続財産に加えるかを決められます。
- 二次相続の税額の概算を計算します。具体的には、配偶者が引継いだ相続財産に配偶者自ら所有する財産と小規模宅地等の特例における適用可否の選択による差額分を考慮して二次相続税額を計算します。
- 配偶者が今後生活していく上で、遺族の生活資金がいくら不足しているのか？を計算します。

● 特徴

- ◎ 対話式だから入力が簡単
- ◎ 四世代にわたる家族構成図の中で、相続税法上の法定相続人と相続分の特定が可能
- ◎ 先の配偶者と非嫡出子も表示可能
- ◎ シンプルなビジュアルで非常に分かりやすい
- ◎ 被相続人の希望による財産分けが試算可能
- ◎ 個々の財産完全防衛額（生命保険準備額）を表示
- ◎ 万円・千円の単位切替えが可能
- ◎ 簡易な二次相続税額の算出が可能
- ◎ 生前贈与シミュレーションによる簡易な税額比較を表示
- ◎ 生命保険を活用した簡易な税額比較（相続型・一時所得型）を表示
- ◎ 2018年度の税制改正において創設された「特例事業承継税制」に対応

ログイン方法

FP塾会員の方は、必ずFP塾サイト(ログインフォーム)にログインしてからアクセスしてください。
URL : <https://www.fp-school.com/>

- ① FP塾サイトにアクセスして、
ユーザーID、パスワードを入力



- ② FP塾会員サイトにログイン後、
[シミュレーション] をタップ



- ③ [新・相続対策マスター] をタップ
※別タブで起動

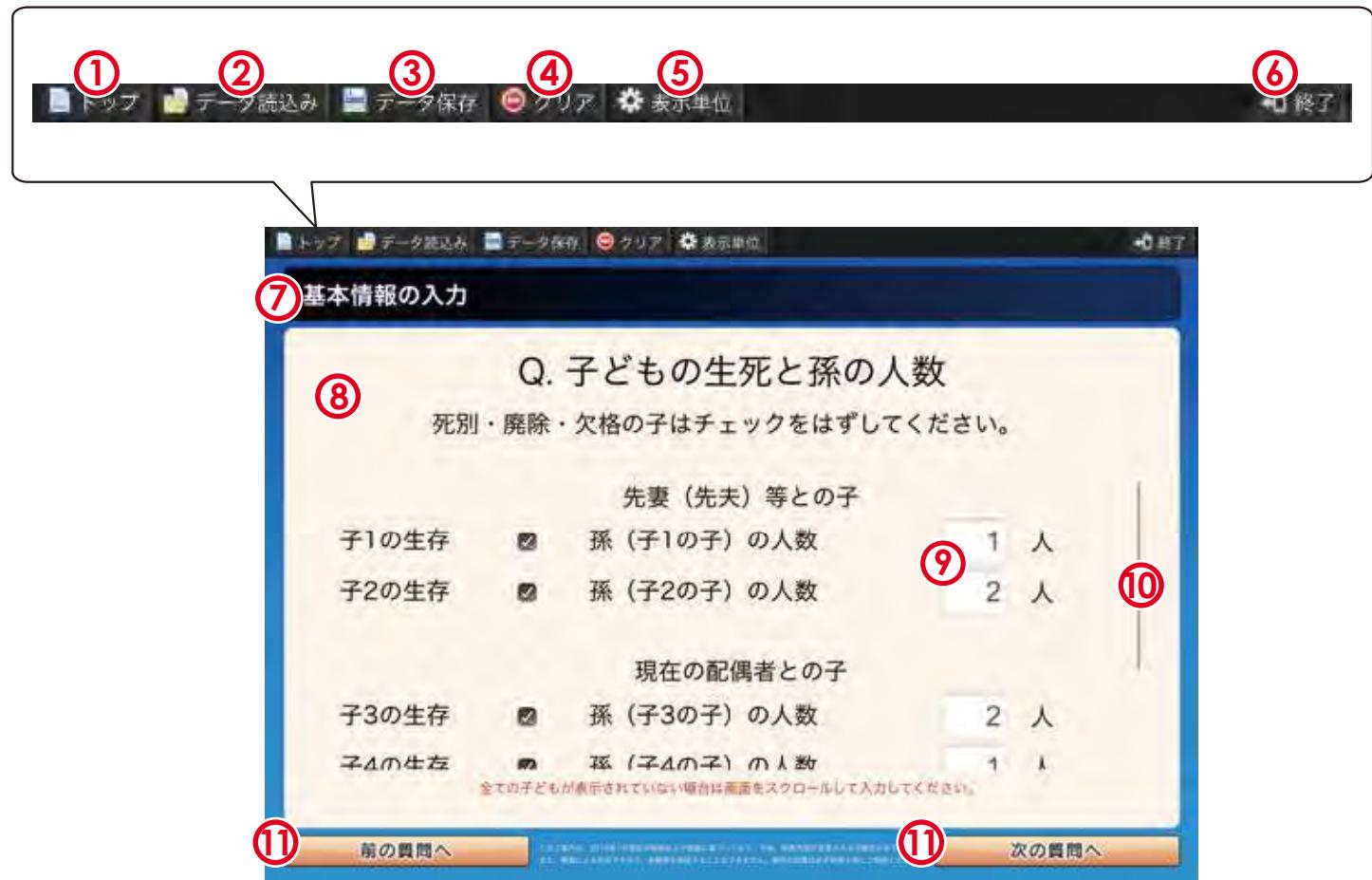


- ④ [START] をタップ



シミュレーション開始

基本操作



■ メニューバー

① トップ

スタート画面に移行できます。

② データ読み込み

保存されたデータの一覧が表示され、データの呼出しとデータ削除ができます。

③ データ保存

入力された情報を保存することができます。

④ クリア

入力された情報がリセットされ、スタート画面に移行します。

⑤ 表示単位

金額の入力・表示単位を万円と千円に切替えができます。

⑥ 終了

本シミュレーションを終了し、画面が閉じます。

■ 画面

⑦ タイトルバー

表示されている画面のタイトルが表示されます。

⑧ 表示画面

⑨ 数値入力

背景色が白色のエリアをタップすると数値が入力できます。
必ず、**半角数字で入力**してください。

⑩ スクロールバー

画面スクロールが必要な場合、表示されます。

⑪ 画面移行ボタン

■ 各種ボタン



選択ボタン

選択ボタンエリアのどれか一つをタップすると選択できます。



チェックボタン

タップする毎にチェックの有無が変わります。



解説ボタン (※)

ボタンをタップするとその項目の解説画面が表示されます。



自社株の入力

入力ボタン (※)

ボタンをタップすると入力画面が表示されます。

他に [死亡退職金の入力] [生命保険金の入力] ボタンがあります。



閉じるボタン

入力された数値が反映されずウィンドウが閉じます。

入力金額の解説

ボタンをタップすると解説画面が表示されます。(※)

要件確認

計算

ボタンをタップすると入力された数値で計算され、結果が更新されます。

決定

入力された数値が反映され、ウィンドウが閉じます。

戻る

画面移行ボタン

一つ前の画面に戻ったり、次の画面に進んだりできます。

次の質問へ

(※) ポップアップ画面が表示

シミュレーション(八力)手順

本シミュレーションは2つの大きなステージから成り立っています。

1. 被相続人の家族構成(家族以外も含む)を入力することから法定相続人を自動判別、法定相続分を自動計算します。
2. 財産一覧の入力と、各相続人の分割額を決めることにより、一人ひとりの相続税額等を概算計算します。
また、相続税の関連資金（※）も同時に計算されます。

(※)生前贈与(歿年贈与)した場合の税額比較簡易シミュレーション。生命保険を活用した場合の相続型と一時所得型の税額計算。遺留分侵害額の計算。自社株の納税猶予額の計算(特例納税猶予にも対応)。持分あり社団医療法人の納税猶予適用有無の判断。二次相続税額の簡易計算。遺族の生活資金計算。

● 手順

ステップ1 基本情報の入力

配偶者の有無や子どもの人数、養子、親族以外の人などを質問形式で入力します。

ステップ2 被相続人の家族構成図と相続人の選択

ステップ1で入力した基本情報に基づき、家族構成図が表示されます。

また、この画面では法定相続人以外の親族で財産を相続させたい人を再度選択することができます。選択すると表示の一部がオレンジ色に変わり、その人が財産分割画面に追加されます。

ステップ3 相続財産の一覧

相続対象となる被相続人の財産を、土地・建物、自社株や預貯金等の種類ごとに入力します。なお、土地・建物に関しては、小規模宅地特例の適用前および適用後の額を入力、自社株・死亡退職金・生命保険金については専用の入力画面を用意しています。(現在加入している生命保険を見直す場合には生命保険欄は入力しないでください)

ステップ4 相続財産の分割情報

ステップ2で決定した相続人に、ステップ3で入力した財産をそれぞれに分割して入力します。誰に、いくら渡すのかは自由に設定できます。一つの財産を複数の相続人に分割もできます。(死亡退職金・生命保険金については受取人を選択後に決定してください)

ステップ5 各人の相続税額および納税資金不足額

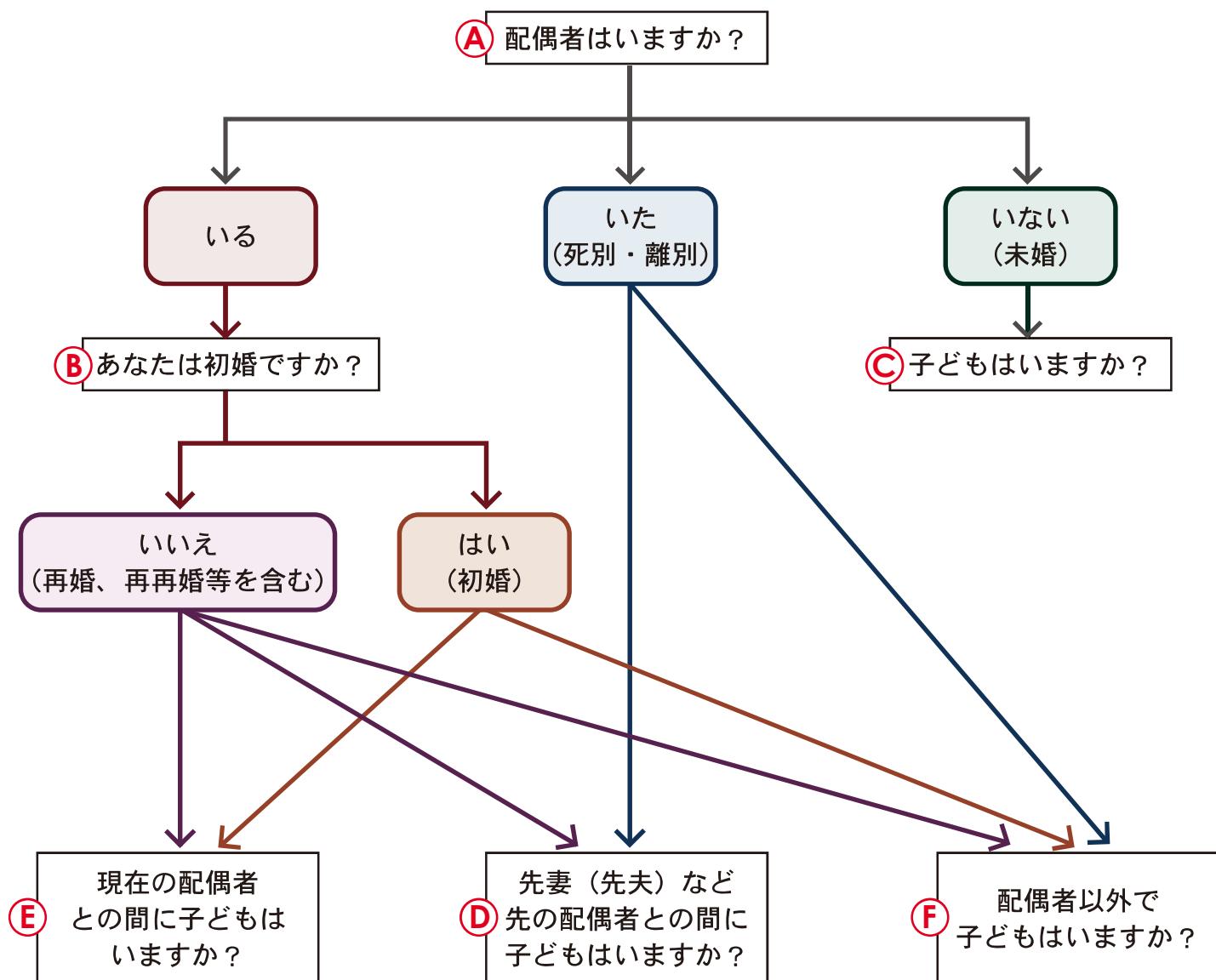
ステップ4で入力した分割情報に基づき各人の相続税額が表示されます。

同時に、相続税を支払うための資金(納税不足分および財産完全防衛額)も表示されます。また、ここから遺留分侵害額、相続税・贈与税の納税猶予額、配偶者の遺族生活資金の不足額の各画面に移動することや、生前贈与による税額比較、二次相続の簡易計算、生命保険を活用した税額比較もできます。

ステップⅠ 基本情報の入力

ここでは、被相続人の家族構成を続柄ごとに質問形式で答えて入力していきます。
各画面に表示される質問の内容を確認し、該当する項目を選択・入力してください。

■ 配偶者の質問と、その選択状態による子どもの質問



Q.配偶者の質問

基本情報の入力

A Q. 配偶者はいますか?
 いる いた（死別・離別） いない（未婚）

B Q. あなたは初婚ですか?
 はい（初婚） いいえ（再婚、再再婚等を含む）

Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか?
 はい いいえ

[前の質問へ](#) [次の質問へ](#)

Q.子どもの質問

基本情報の入力

C Q. 子どもはいますか?
（「いる」と選択した場合は、あなたの子孫の性別は確認して下さい）
 いる（死別・離別・次格を含む） いない

「いる」場合のその人数: 1人

[前の質問へ](#) [次の質問へ](#)

この質問以降、子どもの相続人名は、
D **E** **F** の順に、子1、子2、子3…
 となります。

家族構成図でご確認ください。

基本情報の入力

D Q. 先妻（先夫）など先の配偶者との間に子どもはいますか?
 いる（死別・離別・次格を含む） いない
 「いる」場合のその人数: 2人

E Q. 現在の配偶者との間に子どもはいますか?
（配偶者と連れ子としている場合は表示されません）
 いる（死別・離別・次格を含む） いない
 「いる」場合のその人数: 2人

F Q. 配偶者以外で子どもはいますか?
（孫の場合は、あなたの子孫の性別を確認して下さい）
 いる（死別・離別・次格を含む） いない
 「いる」場合のその人数: 1人

[前の質問へ](#) [次の質問へ](#)

< 遺族生活資金 >

『Q.配偶者はいますか？』の質問に対し、[いる]を選択した場合、配偶者の遺族生活資金の不足額を求めることができます。[はい]を選択し、配偶者の生年月日と月間希望生活費を入力します。なお、遺族生活資金は「各人の相続税額および納税資金不足額」画面(ステップ5参照)からも入力・変更することができます。

基本情報の入力

Q. 配偶者はいますか?
 いる いた（死別・離別） いない（未婚）

Q. あなたは初婚ですか?
 はい（初婚） いいえ（再婚、再再婚等を含む）

Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか?
 はい いいえ

[戻る](#) [次の質問へ](#)



基本情報の入力

Q. 配偶者はいますか?
 いる いた（死別・離別） いない（未婚）

Q. あなたは初婚ですか?
 はい（初婚） いいえ（再婚、再再婚等を含む）

Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか?
 はい いいえ

生年月日: (1945昭和20年) 7月 7日

月間希望生活費: 45万円

[戻る](#) [次の質問へ](#)

子どもの質問以降は [次の質問へ] ボタンをタップすることにより、孫→養子→孫養子→両親→兄弟姉妹→甥・姪→家族以外の順に質問をおこないます。

■ 子どもの生死と孫の質問

子どもが1人以上 [いる] 場合、その子どもの生死と孫の人数が入力できます。
先妻（先夫）等との子、現在の配偶者との子、配偶者以外との子の該当する子どもの順となりますが。

| | | |
|---|--|-----------------|
| 死別・ エックを 外す 子どもの 死 ・廃除・ 欠格は | | 孫の 人数を 入力 |
|---|--|-----------------|

■ 養子の質問

養子の人数を入力してください。
死別された養子の人数は [いる] の人数に含みません。

| |
|--------------------------|
| 生存している養子で 孫養子を含む人数を入力 |
|--------------------------|

■ 孫養子の質問

『Q.「孫」を養子にしていますか?』の質問に対し、[はい]を選択した場合、どの孫かを選択してください。
先妻(先夫)等との子の子、現在の配偶者との子の子、配偶者以外との子の子の該当する孫の順に表示されます。

| |
|-------------------|
| 養子としている孫にチェックを入れる |
|-------------------|

* 全て表示されない場合は画面をスクロールしてください

■ 両親の質問

[いる] 場合、選択項目が表示される

Q. 両親はいますか?

いる いない

◎両親とも健在 ◇父のみ ◇母のみ

前の質問へ 次の質問へ

■ 兄弟姉妹の質問

[いる] 場合、被相続人本人は人数から除き、死別を含む人数を入力

Q. 兄弟姉妹はいますか?

いる (死別を含む) いない

「いる」場合のその人数 3人

※被相続人本人は人数から除外

前の質問へ 次の質問へ

子、孫、養子、両親のうち、[いる]に該当する人が1人もいない場合は、甥・姪の質問画面となります。

チ 兄 死
エ 弟 別
ツ 姉 ·
ク 妹 は 欠
を 外 グ の

Q. 兄弟姉妹と甥・姪について

死別・欠格の兄弟姉妹はチェックをはずしてください。

兄弟1の生存 甥・姪 (1の子) の人数 2人

兄弟2の生存 甥・姪 (2の子) の人数 3人

前の質問へ 次の質問へ

甥
・
姪
の
人
数
を
入
力

■ 家族以外の質問

ご家族以外に財産を渡したい方がいる場合は [いる] を選択し、人数を入力してください。親族とは、六親等以内の血族、三親等以内の姻族となります。

[いる] 場合、親族または
親族以外の方の人数を入力

Q. ご家族以外に財産を渡したい方はいますか?

※法律事務における用語説明: ご家族以外の方とは、「いと・おじいさん・おばいさん

いる いない

親族 (六親等以内の血族、三親等以内の姻族) 0人

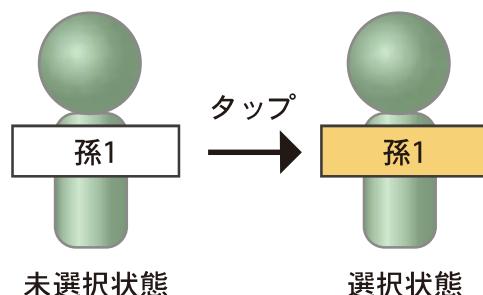
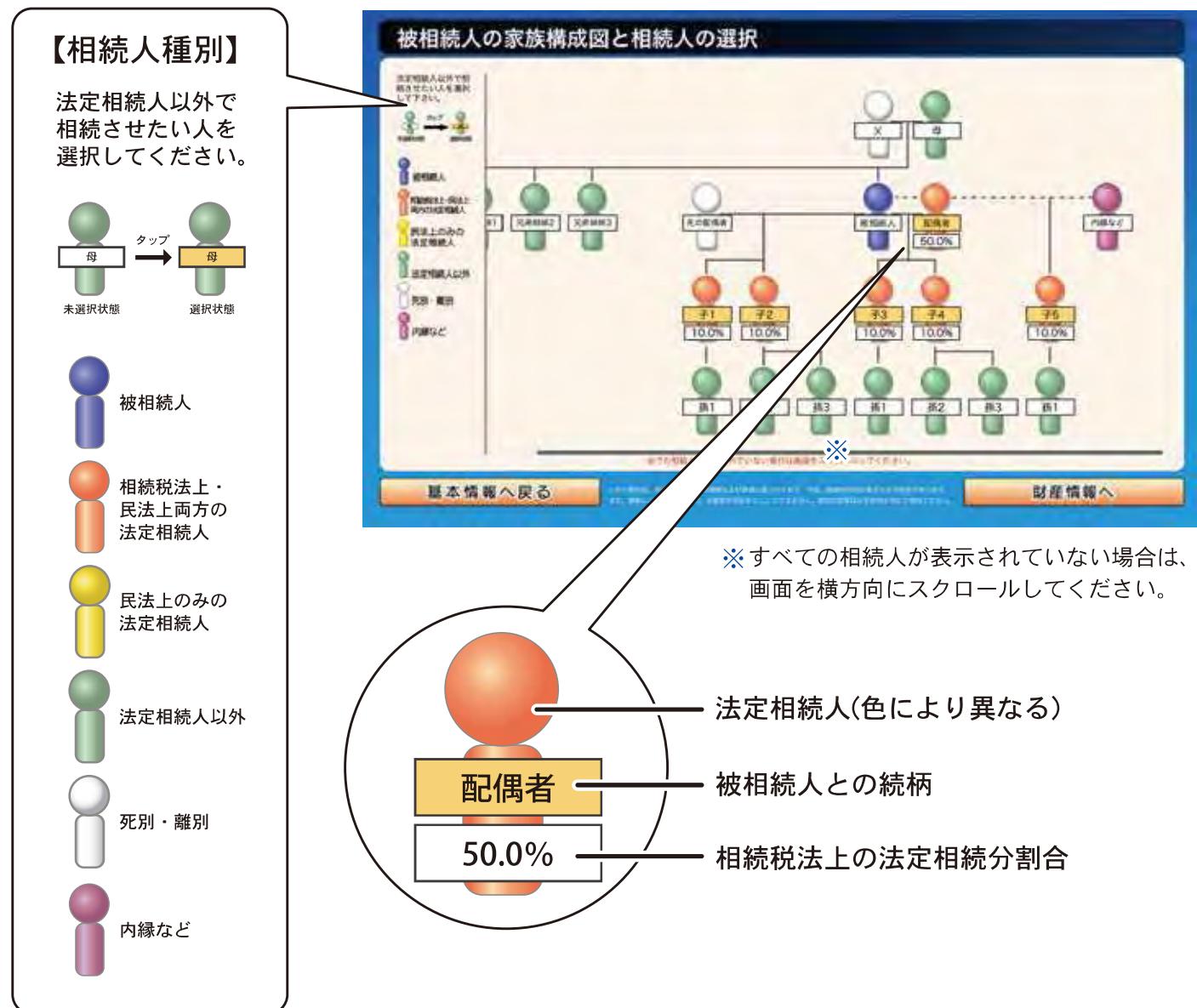
親族以外 0人

前の質問へ 相続人登録へ

事業承継における後継者がご家族以外の場合は、[いる]を選択してください。

ステップ2 被相続人の家族構成図と相続人の選択

ステップ1で入力した基本情報に基づき、家族構成図が表示されます。



上記、家族構成図内の法定相続人以外の方にも財産を相続させる設定ができます。財産を渡したい人のアイコン(人形)をタップすると被相続人との続柄の表示部分がオレンジ色に変わり、その人が財産分割画面に追加されます。

先の配偶者や内縁などの方は選択できません。財産を相続させたい場合は「家族以外に財産を渡したい親族以外の方」として入力してください。(直前の質問ページ)

ステップ3 相続財産の一覧

ここでは、被相続人の財産を種別ごとに相続税評価額に直接入力します。土地・建物については小規模宅地等の特例適用前の額を財産額欄に入力し、小規模宅地等の特例適用後の額を相続税評価額欄に入力します。自社株(出資評価額)・死亡退職金・生命保険金については、それぞれ専用の入力画面を用意しています。

| 財産の種類 | 財産の評価額の参考 | 現行額 | 相続税評価額 |
|------------|--|--|--|
| 自宅用の土地・建物 | 建物の評価額は固定資産税課税地評価額を参照 | <input type="button" value="入力変更の確認"/> 5,000 万円 | <input type="button" value="小規模適用前"/> 1,000 万円 |
| 事業用の土地・建物 | 建物の評価額は固定資産税課税地評価額を参照 | <input type="button" value="入力変更の確認"/> 12,000 万円 | <input type="button" value="小規模適用後"/> 2,400 万円 |
| その他の土地・建物 | 建物の評価額は固定資産税課税地評価額を参照 | <input type="button" value="入力変更の確認"/> 小規模適用前 万円 | <input type="button" value="小規模適用後"/> 万円 |
| 自社株（出資評価額） | 地主税・相続税の特例適用等の制度を適用する場合も入力が可能 | <input type="button" value="自社株の入力"/> 16,000 万円 | |
| 上場株式・有価証券 | 株式会社の最終取扱所（または直近3ヶ月の平均取扱所）で算定される株式の市価総額を参考 | | 2,000 万円 |
| 預貯金 | 解約手取金額 | | 6,000 万円 |
| 死亡退職金 | 予定されている死亡退職金 | <input type="button" value="死亡退職金の入力"/> 8,000 万円 | 5,000 万円 |
| 生命保険金 | 契約者・被保険者が被相続人で保険金受取人が相続人である | <input type="button" value="生命保険金の入力"/> 生命保険金 万円 | 0 万円 |
| 自社法人への貸付金 | 自社法人への貸付金やその他の貸付金 | | 2,600 万円 |
| その他の財産 | 財産一式の合計額（その他、宝石・貴金属・絵画・ゴルフクラブなど） | | 1,000 万円 |
| ▲借入金等 | 被相続人の債務（被相続人が返済保証している借入債務を除く） | | 0 万円 |
| | | 合計 52,600 万円 | 36,000 万円 |

財産の評価額欄に直接入力（必ず半角英数で数値入力）

Ⓐ自社株(出資評価額)・Ⓑ死亡退職金・Ⓒ生命保険金については、それぞれの項目にあるボタンをタップし専用の入力画面内で入力してください

Ⓐ 自社株の入力

ここでは、株式会社・特例有限会社の自社株評価額または医療法人の出資評価額を計算します。

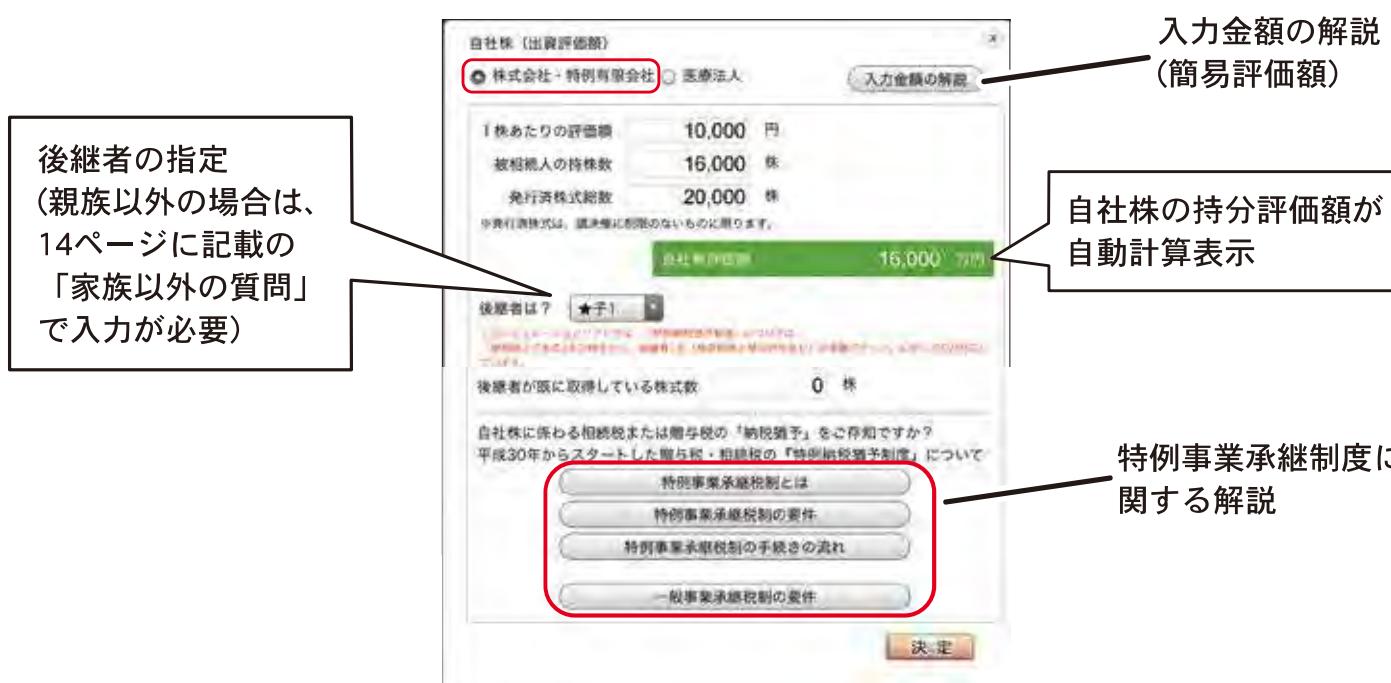
■ 【株式会社・特例有限会社】の場合

1株あたりの評価額、被相続人の持株数、発行済株式総数を入力してください。

自社株の持分評価額が計算されます。

また、後継者を選択し、後継者が既に取得している株式数を入力してください。

特例事業承継制度の要件を満たしている場合(解説画面を参照)、納税猶予額が「納税猶予の活用」画面(ステップ5の④)で計算されます。



※ 全て表示されない場合は表示エリア内をスクロールしてください

⚠ 注意事項

本シミュレーションでは、特例事業承継税制については「被相続人である1名の株主から、後継者1名(推定相続人等以外を含む)の承継パターン」に対してのみ、対応しています。

また、特例事業承継税制・一般事業承継税制を適用するにはいくつかの要件があります。

概算シミュレーションの都合上、29ページに記載の2点に絞って条件設定しております。

それらの条件が満たされていない場合、確認メッセージ、またはエラーメッセージが表示され、シミュレーションをおこなうことができません。

■ 【医療法人】の場合

持分あり社団医療法人(経過措置型医療法人)であり、かつ、「持分なし」医療法人への移行を考えていない場合は、出資額(資本金)合計と被相続人の出資割合、貸借対照表の純資産合計を入力してください。出資評価額が計算されます。

「持分なし」医療法人の場合、または「持分なし」医療法人への移行を考えている場合は、出資評価額が「0」円となります。

自社株 (出資評価額)

株式会社・特例有限会社 医療法人 [入力金額の解説](#)

持分あり社団医療法人（経過措置型医療法人）ですか？

はい いいえ

「持分なし」医療法人に移行を考えていますか？

はい いいえ

| | |
|-------------|-----------|
| 出資額（資本金）合計 | 10,000 万円 |
| 被相続人の出資割合 | 20 % |
| 貸借対照表の純資産合計 | 30,000 万円 |

計算 6,000 万円 **決定**

医療法人の出資評価額が自動計算表示

(B) 死亡退職金の入力

ここでは、死亡退職金の受取人指定と退職金額を入力します。

| 受取人 | 退職金額 | 評価金額 |
|------|----------|----------|
| ★配偶者 | 8,000 万円 | 5,000 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |

死亡退職金の受け取りは通常、配偶者や指定された相続人など1人です。しかし配偶者がなく、子どもが複数いて指定されていない場合などには退職金を相続人である子ども全員で均等に分けることになりますので、その場合は相続人である子ども全員に退職金を均等に分けた金額を入力してください。
死亡退職金の受取人は、法定相続人のみとなります。

評価金額は入力金額ではなく、
非課税限度額 (*1) 控除後の金額が
自動計算表示 (*2)

(*1) 非課税限度額
= 500万円 × 相続税法上の法定相続人の数

受取人への実際の支払金額を入力

$$(*2) \text{ 各人の評価金額} = \text{各人の退職金額} - \left(\frac{\text{非課税限度額} \times \text{各人の退職金額}}{\text{退職金合計額}} \right)$$

死亡退職金の受取りは通常、配偶者や指定された相続人など1人です。しかし配偶者がなく、子どもが複数いて指定されていない場合などには退職金を相続人である子ども全員で均等に分けることになりますので、その場合は相続人である子ども全員に退職金を均等に分けた金額を入力してください。

死亡退職金の受取人は、法定相続人のみとなります。

(C) 生命保険金の入力

ここでは、生命保険金を入力します。

被相続人が「契約者」かつ「被保険者」である契約形態が対象となります。

現在加入している生命保険を見直す場合には、生命保険欄は入力しないでおきます。

| 受取人 | 保険金額 | 評価金額 |
|------|----------|----------|
| ★配偶者 | 5,000 万円 | 2,500 万円 |
| ★子1 | 1,000 万円 | 500 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |
| ★配偶者 | 0 万円 | 0 万円 |

評価金額は入力金額ではなく、
非課税限度額 (*1) 控除後の金額が
自動計算表示 (*3)
法定相続人ではない相続人の評価
金額は、入力金額が自動表示

各相続人の実際の受取保険金額を入力

$$(*3) \text{ 各人の評価金額} = \text{各人の保険金額} - \left(\frac{\text{非課税限度額} \times \text{各人の保険金額}}{\text{保険金合計額}} \right)$$

ステップ4 相続財産の分割情報

ステップ3で入力した財産を、各相続人の分割額に応じて入力します。

入力する際、各財産項目ごとに表示される評価額(「相続財産の一覧」で入力した金額)と分割入力した金額の合計額が一致するように入力します。
(一致しない場合は、エラーメッセージが表示されます)

なお、土地・建物については小規模宅地等の特例適用後(相続税評価額)の分割額を入力してください。

また、死亡退職金と生命保険金額については受取人を既に入力(決定)しています(ステップ3で入力済み)ので、あらかじめその評価額が表示されます。
法定相続人の評価額は入力金額ではなく、非課税限度額(*1)控除後の金額が表示されます。

(*1) 非課税限度額 = 500万円 × 相続税法上の法定相続人の数

相続人表示

★：相続税法上・民法上両方の法定相続人
☆：民法上のみの法定相続人

| 相続財産の分割情報 | | | | | | |
|------------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 財産の種類 | 評価額：万円 | ★配偶者 | ★子1 | ★子2 | ★子3 | ★子4 |
| 自宅用の土地・建物 | 1,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業用の土地・建物 | 2,400 | 0 | 2,400 | 0 | 0 | 0 |
| その他の土地・建物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自社株（出資評価額） | 16,000 | 0 | 16,000 | 0 | 0 | 0 |
| 上場株式・有価証券 | 2,000 | 0 | 0 | 2,000 | 0 | 0 |
| 預貯金 | 6,000 | 0 | 0 | 0 | 2,000 | 2,000 |
| 死亡退職金 | 5,000 | 5,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生命保険金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自社法人への貸付金 | 2,600 | 0 | 2,600 | 0 | 0 | 0 |
| その他の財産 | 1,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ▲借入金等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 36,000 | 7,000 | 21,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |

全ての相続人が表示されていない場合は画面をスクロールしてください。※

※目次「出資評価額」、新規登録を押す場合は、操作する法定相続分額を入力してください。

*▲借入金等、複数者が複数いる限り、完全複数で分割して入力してください。

財産情報へ戻る

相続税の計算結果へ

※相続人が6人以上の場合は、画面を横方向にスクロールしてください。

ステップ5 各人の相続税額および納税資金不足額

これまで入力した基本情報、財産、各相続人の課税金額から各人の相続税のシミュレーション結果を表示します。

この画面から生前贈与による税額比較、生命保険を活用した税額比較、遺留分の侵害額、自社株の納税猶予額、二次相続の簡易計算、配偶者の遺族生活資金の不足額の各画面に移動することができます。

| 各人の相続税額および納税資金不足額 | | | | | | |
|-------------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 合計額：万円 | ★配偶者 | ★子1 | ★子2 | ★子3 | ★子4 |
| 各人の相続税額 | 52,600 | 14,000 | 30,600 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 各人の課税価格 | 36,000 | 7,000 | 21,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 各人の相続税額 | 6,135 | 1,192 | 3,578 | 340 | 340 | 340 |
| 実際の納付税額 | 4,942 | 0 | 3,578 | 340 | 340 | 340 |
| 手取り額 | 47,657 | 14,000 | 27,021 | 1,659 | 1,659 | 1,659 |
| 相続財産額に対する負担割合 | 9.4% | 0.0% | 11.7% | 17.1% | 17.1% | 17.1% |
| 換金性資産額 | 16,000 | 8,000 | 0 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 納税資金不足額 | 3,578 | 0 | 3,578 | 0 | 0 | 0 |

(1) 生前贈与
(2) 一時所得形態
(3) 遺留分侵害額
(4) 納税猶予
(5) 二次相続
(6) 遺族生活資金
生命保険の活用 表示

分割情報へ戻る
印刷用PDF
(7)

連帯保証債務についての解説画面が表示

「不足額を補う生命保険金額」などが表示・非表示

生命保険の活用 表示

| | | | | | | |
|---------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 換金性資産額 | 16,000 | 8,000 | 0 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 納税資金不足額 | 3,578 | 0 | 3,578 | 0 | 0 | 0 |
| 不足額を補う生命保険金額 | 3,757 | 0 | 3,757 | 0 | 0 | 0 |
| 財産を全て譲り受けた場合の生命保険金額 | 5,672 | 0 | 4,104 | 391 | 391 | 391 |

この結果を基に、現在加入している生命保険の見直しに入ります。
まずは保険証券の確認から始めましょう！

※ 相続人が6人以上の場合は、画面を横方向にスクロールしてください。

① 生前贈与による税額比較

ここでは、これから実行する生前贈与によって軽減される相続税額の計算ができます。基礎控除(110万円)を上回る贈与を実行した場合には、軽減される相続税額と贈与税合計の合計額(納税額計)と負担割合も表示されます。

| 生前贈与による税額比較 | |
|--|----------|
| 贈与する人数 | 1人 |
| うち20歳以上の直系卑属の人数 | 1人 |
| 贈与する金額 | 110万円 |
| 贈与する期間 | 1年 |
| <input type="button" value="計算"/> | |
| 贈与を使用した場合 | |
| 相続財産額 | 52,600万円 |
| 課税価格 | 36,000万円 |
| 納付税額 | 4,942万円 |
| 相続財産額に対する負担割合 | 9.4% |
| <input type="button" value="相続税の結果へ戻る"/> | |

贈与する人数、金額、期間を入力

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 贈与する人数 | 3人 |
| うち20歳以上の直系卑属の人数 | 3人 |
| 贈与する金額 | 200万円 |
| 贈与する期間 | 10年 |
| <input type="button" value="計算"/> | |

[計算]ボタンをタップすると計算結果を表示

| 生前贈与による税額比較 | |
|---|----------|
| 贈与する人数 | 3人 |
| うち20歳以上の直系卑属の人数 | 3人 |
| 贈与する金額 | 200万円 |
| 贈与する期間 | 10年 |
| <input type="button" value="計算"/> | |
| <試算上のご留意点> ・生前贈与のご活用にあたっては、相続予定者間の適当分割に関して充分ご配慮の上ご検討ください。 ・生前贈与の試算は、「無理のない贈与金額」「無理のない贈与期間」等を設定してください。 | |
| 贈与を使用した場合の比較 | |
| ◆贈与を使用しない場合（相続税のみ） | |
| 相続財産額 | 52,600万円 |
| 課税価格 | 36,000万円 |
| 納付税額 | 4,942万円 |
| 相続財産額に対する負担割合 | 9.4% |
| ◆贈与を使用する場合（相続税+贈与税） | |
| 相続財産額 | 46,600万円 |
| 贈与額合計 | 6,000万円 |
| 課税価格 | 30,000万円 |
| 相続税額 | 3,612万円 |
| 贈与税合計 | 270万円 |
| 納付税額計 | 3,882万円 |
| 相続・贈与の合計額に対する負担割合 | 7.4% |
| <input type="button" value="相続税の結果へ戻る"/> | |

生前贈与を使用する場合の納付税額

ステップ5 ②一時所得形態による税額比較

②一時所得形態による税額比較

納税対策に生命保険を活用する場合、「相続型」と「一時所得型」でどちらが有利かを確認することができます。

一時所得形態による税額比較<生命保険を活用した個人別(受取人ごとの)納税資金対策>

| | | |
|----------------------------------|-------------|----------|
| 保険金受取人: ★子1 | 新たに加入する保険金額 | 4,000 万円 |
| ※複数人の場合は、それぞれ計算する必要があります。 | | |
| 支払い保険料総額 | 400 万円 | |
| 受取人の年間所得金額 (収入・必要経費) [総合課税のみ] | 1,000 万円 | |
| 計算 | | |

相続型 一時所得型

| | | | |
|------------------------------------|------|-----|-----------|
| 契約者 | 被保険者 | 変更人 | 保険金に対する課税 |
| 被相続人 | 被相続人 | 相続人 | 相続税 |
| 加入した保険金額を加えた相続財産 | | | |
| 34,600万円 | | | |
| (A) 上記に対応する相続税額 (A) 3,817万円 | | | |
| 元の相続財産の相続税額 (B) | | | |
| 3,578万円 | | | |
| 保険金に対応する相続税額 (A-B) | | | |
| 238万円 | | | |
| 保険金全部分の負担割合 | | | |
| 6.0% | | | |

| | | | |
|--|------|-----|-----------|
| 契約者 | 被保険者 | 変更人 | 保険金に対する課税 |
| 相続人 | 被相続人 | 相続人 | 一時所得 |
| 元の相続財産 | | | |
| 30,600万円 | | | |
| 加入した保険金額 | | | |
| 4,000万円 | | | |
| 元の相続財産の相続税額と 保険金に対応する税額 (B+C) 4,421万円 | | | |
| 保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額 (C) | | | |
| 842万円 | | | |
| 保険金全部分の負担割合 | | | |
| 21.1% | | | |

相続税の結果へ戻る

[計算]ボタンをタップすると計算結果を表示

一時所得形態による税額比較<生命保険を活用した個人別(受取人ごとの)納税資金対策>

| | | |
|----------------------------------|-------------|----------|
| 保険金受取人: ★子1 | 新たに加入する保険金額 | 4,000 万円 |
| ※複数人の場合は、それぞれ計算する必要があります。 | | |
| 支払い保険料総額 | 400 万円 | |
| 受取人の年間所得金額 (収入・必要経費) [総合課税のみ] | 1,000 万円 | |
| 計算 | | |

相続型 一時所得型

| | | | |
|------------------------------------|------|-----|-----------|
| 契約者 | 被保険者 | 変更人 | 保険金に対する課税 |
| 被相続人 | 被相続人 | 相続人 | 相続税 |
| 加入した保険金額を加えた相続財産 | | | |
| 34,600万円 | | | |
| (A) 上記に対応する相続税額 (A) 3,817万円 | | | |
| 元の相続財産の相続税額 (B) | | | |
| 3,578万円 | | | |
| 保険金に対応する相続税額 (A-B) | | | |
| 238万円 | | | |
| 保険金全部分の負担割合 | | | |
| 6.0% | | | |

のみ適用して計算

「相続型」の場合の
保険金に対応する相続税額
≪計算方法≫は次のページ

| | | | |
|--|------|-----|-----------|
| 契約者 | 被保険者 | 変更人 | 保険金に対する課税 |
| 相続人 | 被相続人 | 相続人 | 一時所得 |
| 元の相続財産 | | | |
| 30,600万円 | | | |
| 加入した保険金額 | | | |
| 4,000万円 | | | |
| 元の相続財産の相続税額と 保険金に対応する税額 (B+C) 4,421万円 | | | |
| 元の相続財産の相続税額 (B) | | | |
| 3,578万円 | | | |
| 保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額 (C) | | | |
| 842万円 | | | |
| 保険金全部分の負担割合 | | | |
| 21.1% | | | |

「一時所得型」の場合の保険金に
対応する所得税(一時所得)・住民税額
≪計算方法≫は次のページ

● 「相続型」の場合の保険金に対応する相続税額

« 計算方法 »

$$\text{保険金に対応する相続税額} = \boxed{\begin{array}{l} \text{加入した保険金額を加えた} \\ \text{(A) 相続財産に対する相続税額} \\ (\ast 1) \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{(B) 元の相続財産} \\ \text{の相続税額} \end{array}}$$

(*1) 非課税金額控除を考慮。

● 「一時所得型」の場合の保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額

« 計算方法 »

(C) 保険金に対応する所得税(一時所得)・住民税額

$$= \boxed{\begin{array}{l} \text{(一時所得金額 + 年間所得金額)} \\ \text{の所得税・住民税額 (\ast 2)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{年間所得金額の所得税・住民税額 (\ast 2)} \end{array}}$$

(*2) ・所得控除は基礎控除のみ適用して計算しています。

- ・所得税には復興特別所得税を含んでいます。
- ・住民税には均等割は考慮していません。

③ 遺留分侵害額

遺留分侵害額の計算は、相続税額の計算とは異なり、民法上の遺産分割に係る財産額で計算します。土地・建物については、小規模宅地の特例適用前の評価額(ステップ3で入力された財産額)が表示されますので、時価(実際の取引価格)を入力してください。また、遺留分算定においては、相続人に対する生前贈与額を特別受益として持戻して計算されます。生前贈与額については、贈与時の価格ではなく時価(現在の価格)を入力してください。

上段：時価(実際の取引価格)を入力

下段：小規模宅地適用前の評価額

ステップ4で入力された評価額を基に、各人の分割割合を算出し、ステップ3で入力された財産額に対する分割額が自動計算表示

| 解説アイコン | | 遺留分侵害額 | | | | | | |
|---|---------|---|--------|-------|-------|-------|--|--|
| | | ★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ☆は民法上のみの法定相続人 | | | | | | |
| 財産の種類 | 合計額(万円) | ★配偶者 | ★子1 | ★子2 | ★子3 | ★子4 | | |
| 自宅用の土地・建物 | 5,000 | 5,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 5,000 | 5,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 事業用の土地・建物 | 12,000 | 0 | 12,000 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 12,000 | 0 | 12,000 | 0 | 0 | 0 | | |
| その他の土地・建物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 上記以外の財産額 | 27,600 | 1,000 | 18,600 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | | |
| 生前贈与額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 相続+贈与 | 44,600 | 6,000 | 30,600 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | | |
| 遺留分額 | 22,300 | 11,150 | 2,230 | 2,230 | 2,230 | 2,230 | | |
| 遺留分侵害額 | 6,070 | 5,150 | 0 | 230 | 230 | 230 | | |
| ※単位金額(千円・万円)未満は切捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。 | | | | | | | | |
| 相続税の結果へ戻る | | ※この機能は、2018年1月1日以降の相続税法改正により実装されました。今後、相続税の課税標準額が引き上げられます。また、贈与税の課税標準額も引き上げられます。そのため、贈与税の控除額も引き上げられます。相続税の控除額も引き上げられます。 | | | | | | |

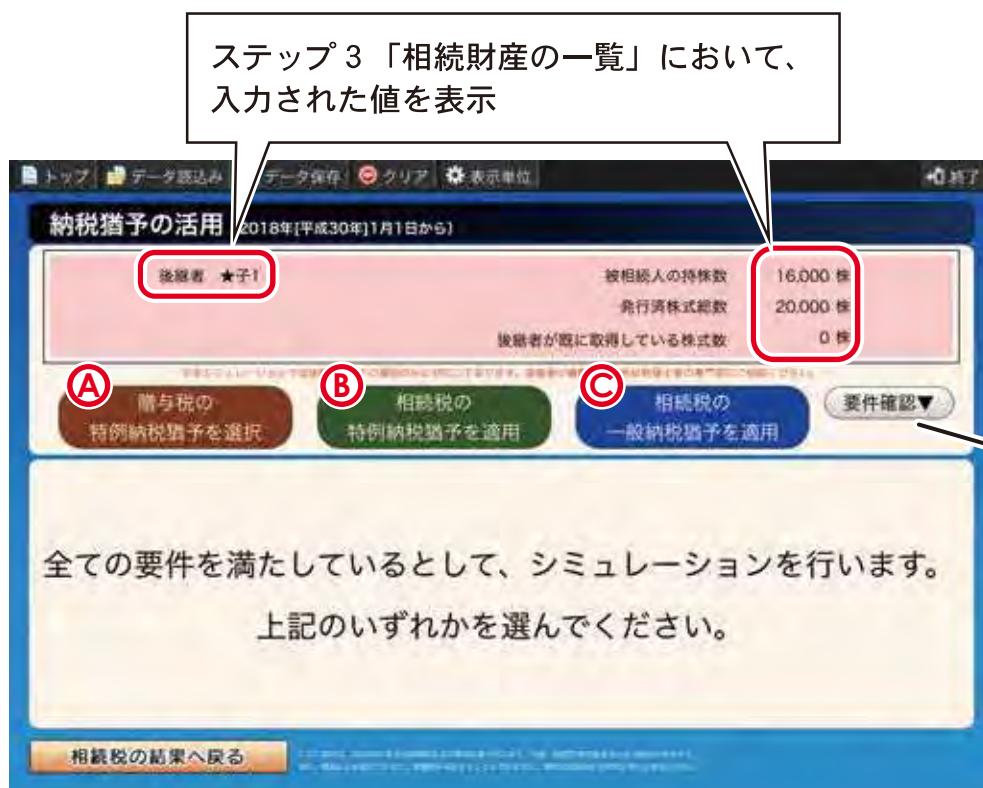
遺留分額と遺留分侵害額が自動計算表示

※ 相続人が6人以上の場合は、画面を横方向にスクロールしてください。

④ 納税猶予の活用

特例事業承継税制・一般事業承継税制の要件を満たしている場合にシミュレーションをおこないます。要件については、[要件確認]ボタン選択することでご確認できます。

適用する納税猶予種別(ⒶⒷⒸ)を選択すると、ステップ3「相続財産の一覧」の自社株(出資額評価)およびステップ4「相続財産の分割情報」にて入力いただいた情報により、猶予される税額と実際の納付税額の計算結果が表示されます。



特例事業承継制度・
一般事業承継税制の
要件に関する解説

⚠ 注意事項

特例事業承継税制・一般事業承継税制を適用するにはいくつかの要件があります。

概算シミュレーションの都合上、次ページに記載の2点に絞って条件設定しております。

それらの条件が満たされていない場合、確認メッセージ、またはエラーメッセージが表示され、シミュレーションをおこなうことができません。

ステップ3「相続財産の一覧」およびステップ4「相続財産の分割情報」での入力値をご確認ください。

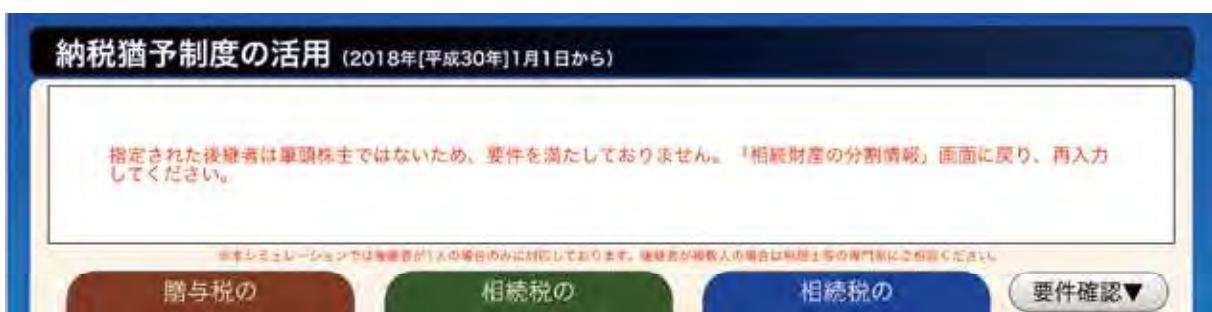
【要件1】同族過半要件

- 相続開始直前において、被相続人を含む同族関係者の保有割合が50%超となること。
この要件が満たされない場合、自社株の入力時にエラーメッセージが表示されます。
ステップ3「相続財産の一覧」での入力値をご確認ください。



【要件2】同族内筆頭株主等要件

- 後継者が同族の中で一番株数を保有していること。
この要件が満たされない場合、「納税猶予」ボタン選択時(ステップ5「各人の相続税額および納税資金不足額」参照)にエラー画面が表示されます。
ステップ4「相続財産の分割情報」での入力値をご確認ください。



Ⓐ 贈与税の特例納税猶予を活用した場合

ステップ4「相続財産の分割情報」に入力いただいた情報により、暦年課税を選択した場合と相続時精算課税を選択した場合の贈与税額と贈与税の特例納税猶予される税額の計算結果が表示されます。ここでは、受贈者である後継者には他に贈与がないものとして計算をしています。

The screenshot shows the software interface for Step 4 'Inheritance Asset Allocation'. At the top, it displays the inheritance details: Recipient ★子1, Number of shares held by the deceased 16,000 shares, Total issued shares 20,000 shares, and Shares already held by the recipient 0 shares. Below this, there are three buttons: 'Gift tax Special Example Tax Deduction' (highlighted in yellow), 'Inheritance tax Special Example Tax Deduction' (green), and 'Inheritance tax General Tax Deduction' (blue). A note below the buttons states: 'This simulation assumes that the inheritance is limited to the recipient's household only. If the recipient is the sole heir, the inheritance amount will be deducted from the inheritance tax base amount.' A callout box points to the top section with the text: 'Step 4 "Inheritance Asset Allocation" where values entered in the input fields are displayed'. Another callout box points to the 'Gift tax Special Example Tax Deduction' button with the text: 'Recipient' and 'Number of shares held by the deceased' (16,000 shares). A third callout box points to the 'Gift tax Special Example Tax Deduction' result section with the text: 'Recipient' and 'Tax deduction amount' (16,000 million yen). Below this, two sections are shown: 'Annual Tax Selection Case' (8,099 million yen) and 'Inheritance Tax Selection Case' (2,700 million yen). A bracket groups the first two items under 'Special Example Gift Tax Deduction'. A callout box points to this group with the text: 'Special Example Gift Tax Deduction' and 'Calculation result (※1)'. A note at the bottom right indicates: 'If the recipient is the sole heir, the inheritance amount will be deducted from the inheritance tax base amount.'

(※1) 贈与時の年の1月1日において後継者が20歳以上であり、

後継者の直系尊属(祖父母や父母など)からの贈与として贈与税を計算

② 相続税の特例納税猶予を活用した場合

[相続税の特例納税猶予を活用した場合]を選択。

ステップ3「相続財産の一覧」の自社株(出資額評価)に入力いただいた情報により、相続税の特例納税猶予が適用される場合の税額と実際の納付税額の計算結果が表示されます。

The screenshot shows the software interface for calculating inheritance tax. A specific section is highlighted with a red box: '相続税の特例納税猶予を適用' (Apply Special Example Tax Deduction). Below this, a table displays tax amounts for four heirs (★子1 to ★子4). The table includes columns for '各人の納付税額' (Tax amount per person), '相続税の猶予される税額' (Tax amount deducted by inheritance tax), and '支拂の納付税額' (Actual tax paid). A callout box labeled '子1の納付税額' points to the first row of the table. Another callout box labeled '子1の猶予される税額' points to the second row of the table. A third callout box labeled '子1が実際に納付する税額' points to the third row of the table. A large red arrow points from the highlighted section down to a detailed view of the deduction table.

[詳細]ボタンをタップすると詳細画面を表示

| 相続税の特例納税猶予 | | | | | | |
|------------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|
| | ★配偶者 | ★子1 | ★子2 | ★子3 | ★子4 | |
| 各人の納付税額 | 4,942 | 0 | 3,578 | 340 | 340 | 340 |
| 猶予される税額 | 2,456 | 0 | 2,456 | 0 | 0 | 0 |
| 支拂の納付税額 | 2,485 | 0 | 1,121 | 340 | 340 | 340 |

※単位金額（千円・万円）未満は切捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

| 納税猶予の対象となる株式数は… | 納税が猶予される相続税額は… |
|---|---|
| [A]後継者が相続時に取得する株式数 [B]後継者が相続前から所有する株式数 [C]発行済株式総数 | 後継者 後継者の相続税額 特例の適用を受ける自社株のみを相続した場合の相続税額 |
| 納税猶予の対象となる株式数 (= [A]) | 納税が猶予される相続税額 |

(注意) 詳しくは資料件・手当請求件のホームページをご参照ください。

◎ 相続税の一般納税猶予を活用した場合

[相続税の一般納税猶予を活用した場合]を選択。

ステップ3「相続財産の一覧」の自社株(出資額評価)に入力いただいた情報により、相続税の一般納税猶予が適用される場合の税額と実際の納付税額の計算結果が表示されます。

| 相続税の一般納税猶予を活用した場合 | | | | | |
|-------------------|--------|-------|-------|-----|-----|
| | 合計額：万円 | ★子1 | ★子2 | ★子3 | ★子4 |
| 各人の納付税額 | 4,942 | 3,578 | 340 | 340 | 340 |
| 猶予される税額 | 1,662 | 0 | 1,662 | 0 | 0 |
| 実際の納付税額 | 3,279 | 0 | 1,916 | 340 | 340 |

[詳細]ボタンをタップすると詳細画面を表示

| 相続税の一般納税猶予 | | | | | | |
|------------------------------------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|
| ★は相続税法上・民法上両方の法定相続人 ★は民法上ののみの法定相続人 | | | | | | |
| 合計額：万円 | ★配偶者 | ★子1 | ★子2 | ★子3 | ★子4 | |
| 各人の納付税額 | 4,942 | 0 | 3,578 | 340 | 340 | 340 |
| 猶予される税額 | 1,662 | 0 | 1,662 | 0 | 0 | 0 |
| 実際の納付税額 | 3,279 | 0 | 1,916 | 340 | 340 | 340 |

※単位金額（千円・万円）未満は切捨て表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

納税猶予の対象となる株式数は…

- [A]後継者が相続時に取得する株式数 16,000株
- [B]後継者が相続前から所有する株式数 0株
- [C]発行済株式総数 20,000株
- (A+B) < (C×2/3) の場合 後継者が相続した株式数[A]
- (A+B) ≥ (C×2/3) の場合 発行済株式総数の3分の2から後継者が相続前から所有する株式を引いた数[C]×2/3-[B]
- 納税猶予の対象となる株式数 13,334株

納税が猶予される相続税額は…

- 後継者 ★子1 3,578万円
- 後継者の相続税額 特例の適用を受ける自社株のみを相続した場合の相続税額 1,895万円
- 特例の適用を受ける自社株20%のみを相続した場合の相続税額 232万円
- 納税が猶予される相続税額 1,662万円

(注意) 詳しくは該当する「相続税の特例」や「相続税の計算」をご確認ください。

戻る

⑤ 二次相続の簡易計算

配偶者自身の現在所有する財産(一次相続で取得する以外の財産)の入力が可能なので、より正確な二次相続税額の計算ができます。

また、土地・建物については、二次相続時において小規模宅地の特例が適用できるかどうかを選択できます。

二次相続の簡易計算

A: 一次相続での配偶者の相続財産額 14,000万円

B: 二次相続において「小規模宅地の特例」が適用可・不可による差額分
自宅用の土地・建物 適用可 適用不可 要件確認
事業用の土地・建物 適用可 適用不可
その他の土地・建物 適用可 適用不可

C: 一次相続財産以外で配偶者自身が所有する財産
※配偶者自身が加入している保険金額（非課税金額の控除後）も含む

計算

[計算]ボタンをタップすると計算結果を表示

二次相続の簡易計算

A: 一次相続での配偶者の相続財産額 14,000万円

B: 二次相続において「小規模宅地の特例」が適用可・不可による差額分
自宅用の土地・建物 適用可 適用不可 要件確認 **▲ 0万円**
事業用の土地・建物 適用可 適用不可 **▲ 0万円**
その他の土地・建物 適用可 適用不可 **▲ 0万円**

C: 一次相続財産以外で配偶者自身が所有する財産
※配偶者自身が加入している保険金額（非課税金額の控除後）も含む 0万円

計算

二次相続の課税価格 (A-B+C) 14,000万円

| | |
|---------------|---------|
| 二次相続税額 | 1,560万円 |
| 一次相続税額 | 4,942万円 |
| 合計額 | 6,502万円 |

相続税の結果へ戻る

二次相続時的小規模宅地の特例が適用できるかどうかの確認

⑥配偶者の遺族生活資金

配偶者が[いる]場合、「配偶者の生年月日」「月間希望生活費」の入力情報と「配偶者が相続する換金性資産の合計額」により、算出した金額が表示されます。ただし、配偶者自身の預貯金および遺族年金などは考慮しておりません。

また、配偶者の平均余命年数は女性の平均余命で算出しております。

配偶者の遺族生活資金

配偶者の生年月日 1945(昭和20年) 7月 7日
月間希望生活費 45 万円

計算

配偶者が相続する換金性資産の合計額 8,000万円
配偶者の納付税額 0万円
配偶者の今後の生活資金 9,100万円
(月間希望生活費 45万円 × 12ヶ月 × 配偶者の平均余命 17年)

配偶者の今後の生活資金の不足額 1,180万円

*配偶者自身の預貯金および遺族年金などは考慮しておりません。

相続税の結果へ戻る

配偶者自身の生年月日と月間希望生活費を入力

配偶者の生年月日 1945(昭和20年) 7月 7日
月間希望生活費 45 万円

計算

[計算]ボタンをタップすると計算結果を表示

配偶者の遺族生活資金

配偶者の生年月日 1945(昭和20年) 7月 7日
月間希望生活費 45 万円

計算

配偶者の平均余命は、
厚生労働省から毎年
公表される「簡易
生命表(女)」より算出

配偶者が相続する換金性資産の合計額 8,000万円
配偶者の納付税額 0万円
配偶者の今後の生活資金 8,100万円
(月間希望生活費 45万円 × 12ヶ月 × 配偶者の平均余命 15年)

*平均余命は「令和元年簡易生命表(女)」より算出しております。

配偶者の今後の生活資金の不足額 100万円

※配偶者自身の預貯金および遺族年金などは考慮しておりません。

相続税の結果へ戻る

遺族生活資金の不足額

この入力情報は、ステップ1「基本情報の入力」配偶者に関する質問画面『Q. 配偶者の遺族生活資金の過不足を求めますか?』に反映されます。

⑦印刷用PDF

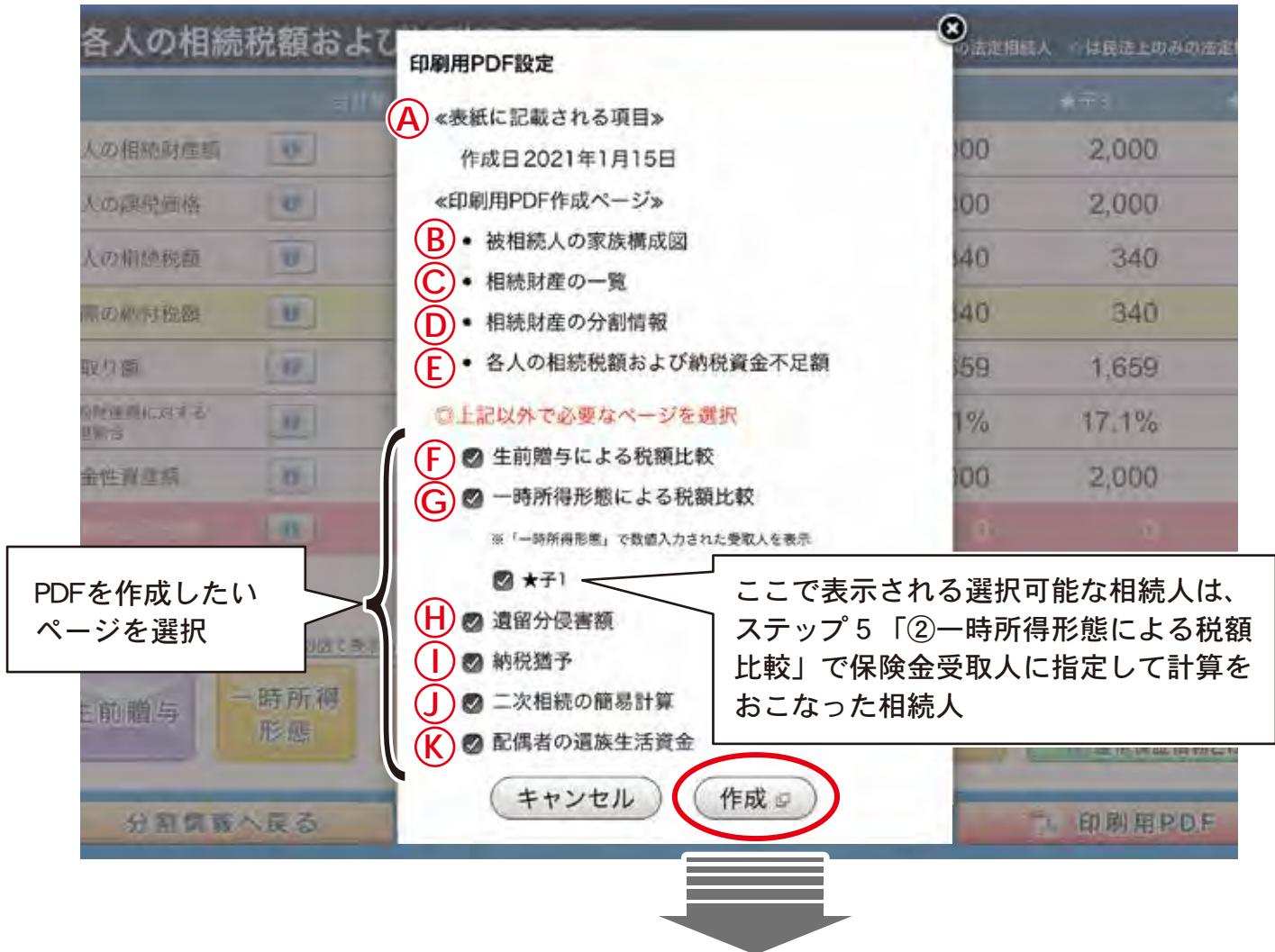
「表紙」「家族構成図」「相続財産の一覧」「相続財産の分割情報」「各人の相続税額および納税資金不足額」ページのPDFを作成します。

また、他のページ(「生前贈与による税額比較」など)は、印刷用PDF設定のポップアップ画面で選択することにより、PDFを作成することができます。

なお、相続人ごとの情報が表示されるページ(「相続財産の分割情報」など)は、1ページあたり5人分となり、相続人が6人以上の場合は複数枚作成します。

「一時所得形態による税額比較」PDFについては、相続人全員の分ではなく、保険金受取人を指定して計算されたページのみが対象となります。

※ 全て表示されない場合は表示エリア内を縦スクロールしてください



[作成]ボタンをタップすると別タブに作成されたPDFが
Ⓐ～Ｋの順に表示 (PDF例は次ページ以降参照)

●必ず作成されるPDF例

(A) 表紙

相続シミュレーション結果

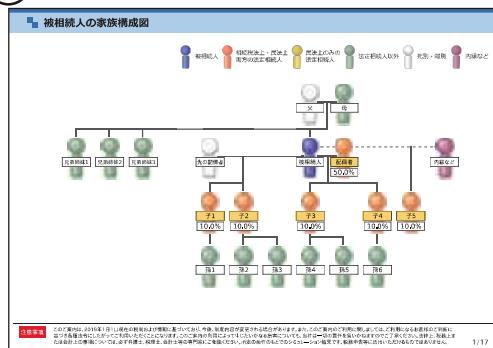
この機会に考えてみませんか?
あなたとご家族のこと!

作成日：2020年12月24日
会社名：
支社・支店・支店名：
所在地：
電話番号：
担当者：

**作成日は、
[作成]ボタンタップ時の年月日**

この文書は、2019年1月1日現在の相続税計算に基づいており、実際の相続税額とは異なる場合があります。また、この文書は、ご自身の意思で提出されたものであり、法律上は、法務省の監査を受けたものではありません。したがって、法務省の監査を受けたものとみなされることはございません。本件は、相続税申告書の複数枚を提出する場合は、各枚とも別々の文書として扱われる場合があります。

(B) 被相続人の家族構成図



(C) 相続財産の一覧

相続財産の一覧

| 財産の種類 | 財産小計(西暦参考) | 財産額 | 相続税額 |
|-------------|-----------------|----------|-----------------|
| 自宅用の土地・建物 | 5,000万円 | 5,000万円 | 1,000万円 |
| 事業用の土地・建物 | 12,000万円 | 12,000万円 | 2,400万円 |
| その他の土地・建物 | 0万円 | 0万円 | 0万円 |
| 自社株 (出資済み額) | 16,000万円 | 16,000万円 | |
| 上場株式・有価証券 | 2,000万円 | 2,000万円 | |
| 預金 | 6,000万円 | 6,000万円 | |
| 死亡預留金 (※) | 8,000万円 | 8,000万円 | 5,000万円 |
| 生命保険金 (※) | 0万円 | 0万円 | 0万円 |
| 自己法人への賃貸料 | 2,600万円 | 2,600万円 | |
| その他の不動産 | 1,000万円 | 1,000万円 | |
| ▲借入会社 | 0万円 | 0万円 | |
| 合計 | 52,600万円 | | 36,000万円 |

この文書は、2019年1月1日現在の相続税計算に基づいており、実際の相続税額とは異なる場合があります。また、この文書は、ご自身の意思で提出されたものであり、法律上は、法務省の監査を受けたものではありません。したがって、法務省の監査を受けたものとみなされることはございません。本件は、相続税申告書の複数枚を提出する場合は、各枚とも別々の文書として扱われる場合があります。

(D) 相続財産の分割情報 (*1)

相続財産の分割情報 (2/2)

| 相続財産の分割情報 (1/2) | | | | | |
|-------------------------------------|---------------|--------------|---------------|--------------|--------------|
| ※は相続税法上・税法上双方の法定相続人、△は相続法上ののみの法定相続人 | | | | | |
| 財産の種類 | 料目額：万円 | ★配偶者 | ★子1 | ★子2 | ★子3 |
| 自宅用の土地・建物 | 1,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 |
| 事業用の土地・建物 | 2,400 | 0 | 2,400 | 0 | 0 |
| その他の土地・建物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自社株 (出資済み額) | 16,000 | 0 | 16,000 | 0 | 0 |
| 上場株式・有価証券 | 2,000 | 0 | 0 | 2,000 | 0 |
| 預金 | 6,000 | 0 | 0 | 0 | 2,000 |
| 死亡預留金 | 5,000 | 5,000 | 0 | 0 | 0 |
| 生命保険金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自己法人への賃貸料 | 2,600 | 0 | 2,600 | 0 | 0 |
| その他の不動産 | 1,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 |
| ▲借入会社 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 36,000 | 7,000 | 21,000 | 2,000 | 2,000 |

この文書は、2019年1月1日現在の相続税計算に基づいており、実際の相続税額とは異なる場合があります。また、この文書は、ご自身の意思で提出されたものであり、法律上は、法務省の監査を受けたものではありません。したがって、法務省の監査を受けたものとみなされることはございません。本件は、相続税申告書の複数枚を提出する場合は、各枚とも別々の文書として扱われる場合があります。

(E) 各人の相続税額および 納税資金不足額 (*1)

各人の相続税額および納税資金不足額 (2/2)

| 各人の相続税額および納税資金不足額 (1/2) | | | | | |
|-------------------------------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|
| ※は相続税法上・税法上双方の法定相続人、△は相続法上ののみの法定相続人 | | | | | |
| 合計額：万円 | ★配偶者 | ★子1 | ★子2 | ★子3 | ★子4 |
| 各人の相続税額 | 52,600 | 14,000 | 30,600 | 2,000 | 2,000 |
| 相続財産総額に対する割合 | 26.6% | 58.2% | 3.8% | 3.8% | 3.8% |
| 各人の相続価額 | 36,000 | 7,000 | 21,000 | 2,000 | 2,000 |
| 各人の相続税額 | 6,135 | 1,192 | 3,578 | 340 | 340 |
| 支払額 | 4,942 | 0 | 3,578 | 340 | 340 |
| 相続財産額に対する 負担割合 | 9.4% | 0.0% | 11.7% | 17.1% | 17.1% |
| 資金性資産額 | 16,000 | 8,000 | 0 | 2,000 | 2,000 |
| 納税義務額 | 3,578 | 0 | 3,578 | 0 | 0 |
| 生前贈与合算額 | 3,757 | 0 | 3,757 | 0 | 0 |
| 相続を含め算す際の 合算相続額 | 5,672 | 0 | 4,104 | 391 | 391 |

この文書は、2019年1月1日現在の相続税計算に基づいており、実際の相続税額とは異なる場合があります。また、この文書は、ご自身の意思で提出されたものであり、法律上は、法務省の監査を受けたものではありません。したがって、法務省の監査を受けたものとみなされることはございません。本件は、相続税申告書の複数枚を提出する場合は、各枚とも別々の文書として扱われる場合があります。

(*1) 相続人6人以上の場合は複数枚作成

ステップ5 ⑦ 印刷用PDF

●選択状態により、作成されるPDF例

F 生前贈与による税額比較

| 生前贈与による税額比較 | |
|--|--|
| 贈与する人数 ・扶養親族上の 直系子孫の人数 ・贈与する金額 ・贈与する期間 | 3人 3人 200万円 10年 |
| 累计贈与額 ・贈与金合計 ・負担割合 | 6,000万円 270万円 4.5% |
| ◆ 指号を使用しない場合 (税抜税のみ) ◆ | ◆ 指号を使用する場合 (税抜税+贈与税) ◆ |
| 相続財産額 ・相続財産 ・相続税額 ・新規税額 ・相続財産に対する負担割合 | 52,600万円 36,000万円 4,942万円 9.4% |
| 相続財産額 ・相続財産 ・相続税額 ・新規税額 ・相続財産に対する負担割合 | 46,600万円 6,000万円 30,000万円 3,612万円 270万円 3,882万円 7.4% |
| (※) 贈与税額の内訳は贈与税と贈与税に分けて算出されています。 | |
| 主な事項 | |

G 一時所得形態による税額比較

| 一時所得形態による税額比較<生命保険を活用した個人別(受取人ごとの納税資金計画)> | |
|---|--|
| 保険金受取人 ★子1 | 割合に応じて支払う保険金額 4,000万円 支払いの保険料額 400万円 受け取る保険金額 (保険人との契約額) 1,000万円 |
| ◆ 相続型 ◆ | ◆ 一時所得型 ◆ |
| 被相続人 被相続人 受取人 受取人にかかる税額 | 被相続人 被相続人 相続人 相続税 |
| 加入した保険額を出した相続税額 34,600万円 | 死の相続税額 30,600万円 加入した保険額 4,000万円 |
| 上記に対する相続税額 (A) 3,817万円 | 死の相続税額の相続税額 (B) 3,578万円 保険金に対する相続税額 (A+B) 238万円 相続金に対する相続税額 (C) 842万円 相続金に対する負担割合 6.0% |
| (※) 税額計算の相続税額を算出しています。 | (※) 税額計算の相続税額を算出しています。 (※) 保険金に対する負担割合を算出しています。 (※) 保険金に対する負担割合を算出しています。 (※) 保険金に対する負担割合を算出しています。 |
| 主な事項 | |

H 遺留分侵害額 (*1)

| 遺留分侵害額 (2/2) | |
|---|---|
| ■ 遺留分侵害額 (1/2) | 上記以上の遺留分侵害額 |
| ● 遺留分の種類 | ● 遺留分額 |
| 財産の種類 | 評価額：万円 ★配偶者 ★子1 ★子2 ★子3 ★子4 |
| ・住宅・農地 財産割合) | 5,000 5,000 0 0 0 0 |
| ・車両 | 5,000 5,000 0 0 0 0 |
| ・預貯金 | 12,000 0 12,000 0 0 0 |
| ・その他の 土地・建物 財産割合) | 12,000 0 12,000 0 0 0 |
| ・上記の合計額 | 27,600 1,000 18,600 2,000 2,000 2,000 |
| ・生前贈与額 | 0 0 0 0 0 0 |
| ・相続税・贈与税 | 44,600 6,000 30,600 2,000 2,000 2,000 |
| ・遺留分の合計額 | 22,300 11,150 2,230 2,230 2,230 2,230 |
| ・相続分侵害額 | 6,070 5,150 0 230 230 230 |
| (※) 小額贈与等の相続税対応額 | |
| ※ 本算出結果は、お手元の税額を算出する際に参考としてください。それ以外の金額を算出したい場合はお問い合わせください。 | |
| 主な事項 | この算出結果は、2018年1月1日以後の相続税による税額を算出しています。今後、税額が変更される場合があります。また、この算出結果は、ご自身の相続税額を算出するための参考値です。ご自身の相続税額を算出するためには、必ず税額を算出するための専門家に相談して下さい。 |

I 贈与税の特例納税猶予

| 贈与税の特例納税猶予を活用した場合 [平成30年(2018年)1月1日から] | |
|---|---|
| ※全ての算出をもとにいる場合の結果になります。 | ● お手元の税額上、被相続人の法定相続人、いわば相続人の法定相続人 |
| 財産の種類 | 合計額：万円 ★配偶者 ★子1 ★子2 ★子3 ★子4 |
| 各人の相続額 | 4,942 0 3,578 340 340 340 |
| 相続された税額 | 2,456 0 2,456 0 0 0 |
| 実際の相続額 | 2,485 0 1,121 340 340 340 |
| ※ 本算出結果は、お手元の税額を算出する際に参考としてください。それ以外の金額を算出したい場合はお問い合わせください。 | |
| ■ 贈与税の特例納税猶予を活用した場合の相続税額は… | ■ 贈与税が算出される相続税額は… |
| [A] 受取者が相続税の対象となる株式数 16,000株 | 贈与するお手元の税額 16,000万円 |
| [B] 受取者が相続税から免除する株式数 0株 | 贈与税を算出した場合 8,099万円 |
| [C] 行方不明株式数 20,000株 | 贈与税が算出されない場合 8,099万円 |
| 相続税の対象となる株式数 (= [A]) 16,000株 | 相続税が算出される相続税額 2,700万円 |
| (※) 受取者が相続税に算出される場合は、贈与税を算出する際に参考としてください。 | (※) 受取者が相続税に算出される場合は、贈与税を算出する際に参考としてください。 |
| 主な事項 | この算出結果は、2018年1月1日以後の相続税による税額を算出しています。今後、税額が変更される場合があります。また、この算出結果は、ご自身の相続税額を算出するための参考値です。ご自身の相続税額を算出するためには、必ず税額を算出するための専門家に相談して下さい。 |

I 相続税の特例納税猶予 (*1)

| 相続税の特例納税猶予を活用した場合 [平成30年(2018年)1月1日から] (2/2) | |
|---|---|
| ※全ての算出をもとにいる場合の結果になります。 | ● お手元の税額上、被相続人の法定相続人、いわば相続人の法定相続人 |
| 財産の種類 | 合計額：万円 ★配偶者 ★子1 ★子2 ★子3 ★子4 |
| 各人の相続額 | 4,942 0 3,578 340 340 340 |
| 相続された税額 | 2,456 0 2,456 0 0 0 |
| 実際の相続額 | 2,485 0 1,121 340 340 340 |
| ※ 本算出結果は、お手元の税額を算出する際に参考としてください。それ以外の金額を算出したい場合はお問い合わせください。 | |
| ■ 贈与税の特例納税猶予を活用した場合の相続税額は… | ■ 贈与税が算出される相続税額は… |
| [A] 受取者が相続税の対象となる株式数 16,000株 | 贈与するお手元の税額 16,000万円 |
| [B] 受取者が相続税から免除する株式数 0株 | 贈与税を算出する際に参考とする株式数 3,578万円 |
| [C] 行方不明株式数 20,000株 | 相続税を算出する際に参考とする株式数 1,895万円 |
| 相続税の対象となる株式数 (= [A]) 16,000株 | 相続税を算出する際に参考とする株式数 232万円 |
| 相続された税額 (= [B]) 2,456万円 | 相続税が算出される相続税額 1,334万円 |
| (※) 本算出結果は、お手元の税額を算出する際に参考としてください。それ以外の金額を算出したい場合はお問い合わせください。 | (※) 本算出結果は、お手元の税額を算出する際に参考としてください。 |
| 主な事項 | この算出結果は、2018年1月1日以後の相続税による税額を算出しています。今後、税額が変更される場合があります。また、この算出結果は、ご自身の相続税額を算出するための参考値です。ご自身の相続税額を算出するためには、必ず税額を算出するための専門家に相談して下さい。 |

I 相続税の一般納税猶予 (*1)

| 相続税の一般納税猶予を活用した場合 (1/2) | |
|---|---|
| ※全ての算出をもとにいる場合の結果になります。 | ● お手元の税額上、被相続人の法定相続人、いわば相続人の法定相続人 |
| 財産の種類 | 合計額：万円 ★配偶者 ★子1 ★子2 ★子3 ★子4 |
| 各人の相続額 | 4,942 0 3,578 340 340 340 |
| 相続された税額 | 2,456 0 2,456 0 0 0 |
| 実際の相続額 | 3,279 0 1,916 340 340 340 |
| ※ 本算出結果は、お手元の税額を算出する際に参考としてください。それ以外の金額を算出したい場合はお問い合わせください。 | |
| ■ 贈与税の一般納税猶予を活用した場合の相続税額は… | ■ 贈与税が算出される相続税額は… |
| [A] 新規者が相続税の対象となる株式数 16,000株 | 贈与するお手元の税額 16,000万円 |
| [B] 新規者が相続税から免除する株式数 0株 | 贈与税を算出する際に参考とする株式数 3,578万円 |
| [C] 行方不明株式数 20,000株 | 相続税を算出する際に参考とする株式数 1,895万円 |
| (A+B) < (C×2/3) の場合 | 相続税を算出する際に参考とする株式数 232万円 |
| (A+B) > (C×2/3) の場合 | 相続税を算出する際に参考とする株式数 1,334万円 |
| 相続税の対象となる株式数 (= [A]) 16,000株 | 相続税が算出される相続税額 1,662万円 |
| 相続された税額 (= [B]) 2,456万円 | (※) 本算出結果は、お手元の税額を算出する際に参考としてください。それ以外の金額を算出したい場合はお問い合わせください。 |
| 主な事項 | この算出結果は、2018年1月1日以後の相続税による税額を算出しています。今後、税額が変更される場合があります。また、この算出結果は、ご自身の相続税額を算出するための参考値です。ご自身の相続税額を算出するためには、必ず税額を算出するための専門家に相談して下さい。 |

(*)1) 相続人6人以上の場合は複数枚作成

●選択状態により、作成されるPDF例

J) 二次相続の簡易計算

二次相続の簡易計算

| | |
|--|----------|
| A: 一次相続での配偶者の中国財産額 | 14,000万円 |
| B: 二次相続において「小規模宅地の特例」の適用有無による差額分 （お宅の土地・建物は例外の適用なし） | ▲ 0万円 |
| C: 事業用の土地・建物の有無はありません | |
| D: その他の土地・建物の有無はありません | |
| E: 一次相続以外で配偶者自身が所有する財産 （※配偶者ごみかみ）している財産金額（不動産の場合は）も合計 | 0万円 |
| ↓ | |
| 二次相続の認定額 (A+B+C) | 14,000万円 |
| 二次相続税額 | 1,560万円 |
| 一次相続税額 | 4,942万円 |
| 合計額 | 6,502万円 |

ご参考：このデータは、2019年1月1日現在の相続税法による算定に基づいており、今後、税制の改正等による変動がある場合があります。また、このデータは、年間収入によって異なる場合があります。また、このデータは、年間収入によって異なる場合があります。

16/17

K) 配偶者の遺族生活資金

配偶者の遺族生活資金

| | |
|-------------------------------------|---------|
| 配偶者が利用する預金性資産の合計額 | 8,000万円 |
| 配偶者の財付現額 | 0万円 |
| 配偶者の今後の生活資金 | 8,100万円 |
| 月間生活費支度費 45万円 × 12ヶ月 × 配偶者の平均余命 15年 | |
| ※平均余命は「年齢別平均寿命表(平成28年版)」より算出しております。 | |
| 配偶者の今後の生活資金の不足額 | |
| | 100万円 |

ご参考：このデータは、2019年1月1日現在の相続税法による算定に基づいており、今後、税制の改正等による変動がある場合があります。また、このデータは、年間収入によって異なる場合があります。

17/17



<https://www.fp-school.com>

旬のテーマによるセミナー全国展開とお役立ちツールの提供

著作/制作：

株式会社 シャフト

〒531-0071 大阪府大阪市北区中津1-2-18ミノヤビル7F TEL.06-6375-8520 FAX.06-6374-7887

FP-210308